大学等間交流協定に関する基本方針

 平成19年1月25日

 学長裁定

 改正 平成24年5月11日

- 1 大学等間交流協定(以下「協定」という。)締結は、海外の大学等との国際交流を 実質的に推進することにより、本学の研究及び教育を国際的かつ高水準化すること を目的とする。
- 2 協定締結は、双方の大学等に実施責任が伴うことになるので、その締結にあたっては次の諸事項に留意するものとする。
 - (1)協定は、互恵平等の原則に基づき、双方の大学等の研究及び教育の発展にとって有益となる内容とすること。
 - (2) 協定締結前の交流実績を考慮したうえで、共同研究の推進や学生交流の一層の活性化が期待できる大学等と締結すること。また、相手大学等の規模等が本学にふさわしいかどうか十分考慮するとともに、その国における評価にも留意すること。
 - (3) 研究及び教育の国際交流に係る諸制度等を積極的に利用すること。
 - (4) 協定には、おおむね5年程度の期限を設定すること。
 - (5) 協定締結大学等との交流実績については、定期的に評価を行うこと。
- 3 協定締結や継続の可否については、教育研究評議会で審議するものとする。
- 4 この指針の適正な運用を図るため、学長は協定締結大学ごとに国際交流担当教員を指名する。

附 則

- 1 この方針は、平成19年1月25日から施行する。
- 2 大学等間交流協定に関する基本方針(平成8年2月23日国際交流委員会決定) は、廃止する。

附則

この方針は、平成24年5月11日から施行する。